

第 32 回太宰府市まちづくり市民会議幹事会

平成 25 年 7 月 17 日 (水) 19:00~

於 市役所 4 階 404 会議室

出席者：原田・大藤・中島・大森・笠利・古賀・平嶋・前田・御笹・山崎

欠席者：

1. 開会 (19時~)

2. 要素化成果の検証 (19時 10分~)

4. その他 (20時30分)

次回幹事会 平成25年 月 日 () 19時~ 4階会議室

■含まれる要素の整理

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	含まれる要素(整理)	
基本原則	02. 行政体質	1	・市民参加と情報の共有を基本にした行政運営を行う	市民参加	自治の基本原則、市民参加(参画)の原則と情報共有の原則	自治の基本原則 市民参加(参画)の原則 情報共有の原則 説明責任は「自治の基本原則」とするか、又は「情報公開と共有」とするか？ 一人一人が主役(主体)となり、市民相互及び市と協働することによりまちづくりを推進する 助け合いの精神：市民、議会及び市は助け合いの精神で、それぞれの役割、責務のもとに活動するものとする
	02. 行政体質	2	・行政と市民の双方向で解決に向き合える場をつくる		市民、市(行政)の「役割と責務」について定める	
	09. 説明責任	3	・対話の場をつくる	市民と行政が向き合える場をつくる	同上(市民、議会、市)	
	09. 説明責任	4	・説明責任(予算、評価、市民会議など途中経過、素案が出来た時)をはたす		説明責任は自治の基本原則の1つとするか又は情報公開と共有における説明責任とするか	
	09. 説明責任	6	・箱物の建設等を伴う行政は費用対効果を明確にする	市民と行政双方が説明責任を果たす	(市の役割と責務)	
	12. お上意識	8	・適切な情報公開と説明を市民に対して実行する		行政情報の適時公開とその説明を行う	
	09. 説明責任	7	・市民からの意見を聞くところ(窓口)をつくる	市民の意見を聞く窓口をつくる	公聴制度、パブリックコメント制度の充実)	
	25. ボランティア、NP	18	・助け合いの精神を基本とする	市民-行政-事業者相互が助け合う気持ちを持つ。	助け合いの精神～市民、議会及び市は助け合いの精神で、それぞれの役割、責務のもとに活動するものとする	
	21. 無関心	9	・自治会、地域で出前講座を活用し、情報の共有と共に、地域のつながりも生み出す	地域のつながりの創出	自治会等において出前講座を活用して、情報を共有し、地域の交流を図る	
	21. 無関心	12	・寝る(眠る)だけの人も主役である町	住民一人ひとりが主体である。	一人一人が主役(主体)となり、市民相互及び市と協働することによりまちづくりを推進する	
	25. ボランティア、NP	15	・自分自身がまず楽しむ			
	25. ボランティア、NP	16	・仲のいい友人等と始めてみる	住民みなが楽しめるまちづくり		
	25. ボランティア、NP	17	・成し遂げた喜びを感じてもらえるような取り組みを行う			
	02. 行政体質	1	・市民参加と情報の共有を基本にした行政運営を行う		自治の基本原則、市民参加(参画)の原則と情報共有の原則	
	09. 説明責任	5	・情報を早めに出す		情報共有の公開、提供	
	12. お上意識	8	・適切な情報公開と説明を市民に対して実行する	情報共有	行政情報の適時公開とその説明を行う	
	21. 無関心	9	・自治会、地域で出前講座を活用し、情報の共有と共に、地域のつながりも生み出す		自治会等において出前講座を活用して、情報を共有し、地域の交流を図る	
	21. 無関心	10	・情報のやりとり、共有化、連絡し合う		情報の収集及び管理を行い、情報の共有を図る	
21. 無関心	11	・ありのままを知ってもらう		事実の広報を行う		
22. 自己中心	13	・正しいことを伝える	正確な情報の公開			
22. 自己中心	14	・事実を事実として伝える		市議会及び市は行政情報の事実を公表するものとする(役割と責務)		
市民の役割・責務	02. 行政体質	19	・市民もより良い方向へ向かおうという意識を常にもつ		市民は地域社会の発展のため常に意識の向上に努めなければならない	市民は地域社会の発展のため常に意識の向上に努めるものとする 市民は自治の主体として市政運営に対する意識を高めるよう努めるものとする 市民は一人一人がまちづくりの主体として常に自覚し、向上に努めるものとする 市民は市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもたなければならない 市民はまちづくりの主体として、市と協働し、社会の発展に寄与するよう努めるものとする
	02. 行政体質	20	・市民意識を変える		市民は自治の主体として市政運営に対する意識を高めるよう努めるものとする	
	07. 市長の責務、説明責任	21	・権力に対して住民は抵抗する権利(力)、提案する力、そして聴く力をもつ	市民の役割と責務	(市民の権利)市民は行政に対して意見を表明し提案及び情報収集する権利をもつ	
	14. 行政手続、組織体制	22	・住民の抱える問題も行政が解決する体質をかえるには住民意識の向上もかかせない		(市民の役割)	
	21. 無関心	23	・意識を持っている人が周囲の人へ働きかける		(市民の役割)	
	21. 無関心	24	・住民から問題提起を起こさせる方向に持っていく		(市民の役割)市民は常に市政に対して問題を提起し、市政の問題解決に寄与するものとする	
	25. ボランティア、NPO	41	・「いつでも自分ができることを、自分ができる時間、範囲内で」の意識をもつ	住み良い太宰府のために、「できること」を少しでも持ち寄るよう努め	市民等(ボランティア、NPO含む)はお互いが協力し合い、まちづくりに参加するよう努めるものとする	
	25. ボランティア、NPO	43	・土日のできるボランティア活動の場所・情報の整備を行う	ボランティア活動情報の公開	ボランティア活動の情報整備を行う	
	22. 自己中心	39	・まちづくりの主体であることを自覚する	まちづくりの主体は市民であることを自覚する。	市民はまちづくりの主体として、市と協働し、社会の発展に寄与するよう努めます	
	25. ボランティア、NPO	44	・話し合う場をつくる		市民が地域で、調整情報を収集できる集える場を設ける	
26. 企業や大学との協働	45	・官、民、学のプロジェクトを立ち上げる。例えば大学生とのワークショップ、ふれあいサロンへの参加等	協働できる場と情報の共有	市民は本市及び学生との協働により福祉活動等に参加する体制をつくるものとする		
26. 企業や大学との協働	46	・市と地域が、若者・大学生が参加(参画)しやすい仕掛けをつくる		市は市民との協働により、若者や大学生がまちづくりに参加しやすい体制を整えるものとする		

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	含まれる要素(整理)	
市民の 役割・ 責務	25. ボラン ティア, NPO	42	・ボランティアの“楽しさ”を子どもの時から学べる環境整備等を行う	子どもたちもまちづくりへ参画できる よう促していく。	子どもたちのまちづくりへの参加体制を整える	市民は、市との協働により、若者や大学生がまちづくりに 参加しやすい体制を整えるものとする (市民の権利) 市民は行政に対して意見を表明し、提案及び情報収集する 権利をもつ 市民は市政に参画する権利を有し、積極的に意見を述べる ことができる
	22. 自己中心	38	・行政への参画に当たっては自らの発言と行動に責任を持つ	市政参画にあたって、関係者は自己 責任を負う。	市民は市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責 任をもたなければならない	
	21. 無関心	26	・市政について自治会で議論する			
	21. 無関心	27	・無関心の人は他人任せにせず、協力し合う		(市民の役割) 市民はまちづくりの主体としてお互いの活 動を尊重し、協力し合うものとする (市民の役割)	
	21. 無関心	28	・関心をもつよう心がけねばならない		(市民の権利) 市民は市政に参画する権利を有し、積極的 に意見を述べることができます (行政の役割)	
	21. 無関心	29	・市政への参画の機会を積極的に活用する			
	21. 無関心	30	・地域に密着した生活を心がける対策が必要である			
	21. 無関心	31	・「防災」について自治会と一緒に考えて、関心を引き出す			
	21. 無関心	32	・[プライバシー][共生][強制]の部分が必要である	市政について市民みなどで議論し、住 み良いまちづくりに積極的に参画す る。		
	21. 無関心	33	・保育所、福祉施設等生活に必要なものがあれば、興味が持てる			
	22. 自己中心	34	・一人ひとりが自己変革する		市民は一人一人がまちづくりの主体として常に自覚し、向 上しなければならない	
	22. 自己中心	35	・何ごととも経験であり、とにかく体験してもらう			
	22. 自己中心	36	・通勤者、観光客、大学生、全ての市民による挨拶運動から始める			
	22. 自己中心	37	・地道な啓蒙活動。自分達でできることは、自分達でやる意識を植え 付ける		(市民の役割)	
22. 自己中心	40	・家庭・地域での教育を見直す				
21. 無関心	25	・行政だけでできなくなる時代が来ることを市民に知ってもらう	市民-行政-事業者相互が助け合う気 持ちを持つ。	市民は市政運営を行政のみに任せず、積極的に参加(画) すべきである		
行政の 役割・ 責務	03. 職員の対 応	62	・庁内において、業務提案制度を実行性のあるものにする			業務提案制度の実効性を高める。
	04. 職員の資 質	79	・細分化した専門性を総合化する			業務マネジメントができる職員になる。 職員の資質向上を図る。
	04. 職員の資 質	89	・受身でやるのではなく、自分ならこうするという積極性をもつ			
	05. 職員の数	94	・職員提案制度が必要である			
	03. 職員の対 応	65	・他自治体職員との交流、研修を活発に行う			
	03. 職員の対 応	66	・前向きで意欲ある職員を他機関(シンクタンク)等への出向させる			
	03. 職員の対 応	67	・企画体験など「接客マナー」研修の充実を図る			
	04. 職員の資 質	83	・職員の研修システムを検証する			
	04. 職員の資 質	84	・専門的知識の研修が必要である			
	04. 職員の資 質	87	・「市民が求める課題を解決する」という気概をもっと強くもつ	職員の資質向上		
	04. 職員の資 質	88	・断わるのではなく絶対解決するという気概をもつ			
	04. 職員の資 質	91	・一方向でなく双方向での話し合い、積極的傾聴をこころがける			
	05. 職員の数	98	・職員の業務マニュアルを作成する			
	12. お上意識	121	・資質アップ、評価制度の導入、人材育成システムを確立する			
14. 行政手 続、組織体制	133	・市職員は自己の係の法令、規則に熟知し市民に対応する				
14. 行政手 続、組織体制	134	・職員も勉強する				
14. 行政手 続、組織体制	135	・研修、出向の活発化をはかる				
03. 職員の対 応	58	・丁寧な説明をする			市民の立場で業務運営を行う。	
01. 縦割り行 政	53	・市民目線で解決する姿勢を心がける				
02. 行政体質	54	・丁寧な説明と丁寧な対応を心がける				
02. 行政体質	55	・市民の声を真に受け止める姿勢を心がける	市民の立場で業務運営			

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	含まれる要素(整理)
責務	02. 行政体質	56	・地域の実態を知ろうとする姿勢を心がける	行政運営評価	多面的な行政運営の評価を行う。
	12. お上意識	125	・給料は税金であり、サービスの対価をもらう		
	04. 職員の資質	81	・職員採用を客観的に評価するシステムを確立する		
	05. 職員の数	97	・他市との比較を行う		
	12. お上意識	122	・個人の評価のみならず、組織の評価も導入する		
	14. 行政手続、組織体制	129	・公益通報制度の制定をはかる		
	14. 行政手続、組織体制	130	・市長推薦の監査委員ではなく、委員を公募する		
	14. 行政手続、組織体制	131	・一般公募の監査委員をおく		
	14. 行政手続、組織体制	132	・事務監査、財務監査の条例の活用を考える		
	03. 職員の対応	69	・スペシャリストも必要であるが、全般的にはゼネラリストが大切である		
03. 職員の対応	70	・業務内容によってスペシャリストとゼネラリストの両方が必要となるなど、部署によって違ってくる			
04. 職員の資質	78	・専門職、総合職の役割分担を考える			
05. 職員の数	95	・外部委託はケースバイケースで行う			
09. 説明責任	102	・人（市長）を問わずにきちんと動ける組織をつくる			
09. 説明責任	103	・トップが意識改革をする	庁内協働	庁舎内協働	
03. 職員の対応	72	・異動したばかりの人には先輩がつくシステムをつくる			
04. 職員の資質	74	・職員間でフォローしあう	自己評価	自己評価を行い、速やかに改善する。	
03. 職員の対応	71	・自らの仕事が充分対応出来ているか、他の行政職員等と交流し、専門性を高める			
03. 職員の対応	73	・具体的な事例を用いてピンポイントで直していく	協働の仕組みづくり・市民の声を聴く仕組みづくり	市広報作成へ市民の目を入れる。【「市民の目」を定期的に更新する】 市民協働の仕組みづくり。（多世代協働） 市民の声を聞く仕組みづくり。	
10. 市民参加の仕組み	110	・公報をもっと分かりやすくし、月2回発行にする			
12. お上意識	120	・「お上」依存意識からの脱却			
21. 無関心	139	・市民と一緒に参加できる共通の認定で市民同士が知り合う			
25. ボランティア、NP	145	・話し合う場をつくる			
26. 企業や大学との協働	146	・官、民、学のプロジェクトを立ち上げる			
26. 企業や大学との協働	147	・市と地域が、若者・大学生が参加（参画）しやすい仕掛けをつくる			
21. 無関心	142	・困りごとの情報を出す方法・仕組みがない			
21. 無関心	140	・役所全体で考えることであり、市の職員はシンクタンクの役割を担う			
25. ボランティア、NP	143	・ボランティアの“楽しさ”を子どもの時から学べる環境整備等を行う			
10. 市民参加の仕組み	111	・行政は横のつながりをもっと作る			
10. 市民参加の仕組み	106	・コミュニティビジネスを進める			
10. 市民参加の仕組み	108	・コミュニティセンターを拠点とした市民参画の場を行政がつくる			
04. 職員の資質	85	・地元の自治会活動にもっと積極的にかかわり、地域との信頼関係を築く			
04. 職員の資質	86	・地域活動やボランティア活動に積極的に参加する			
04. 職員の資質	90	・住民との「対話」ができる職員を目指す			
04. 職員の資質	92	・市民への押しかけ出前授業を実施する			
04. 職員の資質	93	・市民に身近な職員を目指す			
03. 職員の対応	64	・もっと職員と市民が顔を合わせて話ができる時間や場所を増やし、話し合いの結果をしっかりと市民にフィードバックする			
行政の役割・責務					

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	含まれる要素(整理)
行政の 役割・ 責務	09. 説明責任	104	・市民からの意見を聞くところ（窓口）をつくる	協働の仕組みづくり・市民の声を聴く仕組みづくり	市民の声を聞く仕組みづくり【回答期限の明記】。
	10. 市民参加の仕組み	113	・市民の言うことをまず受け止める		
	10. 市民参加の仕組み	114	・行政機関に市民の声をストレートに届かせる仕組みを作る		
	10. 市民参加の仕組み	115	・「私一人」の話も聞く仕組みを作る		
	11. 審議会等の構成・選任	117	・審議会等の選考のあり方を行政が決めるのではなく、市民が決める		
	11. 審議会等の構成・選任	118	・選考基準を決める		
	11. 審議会等の構成・選任	119	・選考に公平性、透明性を出す		
	12. お上意識	123	・提案制度が機能するように検討する		
	12. お上意識	124	・地区担当職員を配置する		
	21. 無関心	137	・広報に（市政）に対する意見、質問を受けるシステムをつくる		
	10. 市民参加の仕組み	109	・自治会単位でテーマ毎に行政講座を開く		
	21. 無関心	136	・相談窓口（常設の課）を設置する		
	10. 市民参加の仕組み	107	・市民からの要望に対する返答期限を示すなどルール化する		
	01. 縦割り行政	52	・自分の業務にとらわれず、隣の部署に顔を出す		
	05. 職員の数	96	・庁内の情報共有をする		
	01. 縦割り行政	51	・ワンストップ形式の総合窓口、総合調整が必要である		
	14. 行政手続、組織体制	126	・総合的な苦情処理係をおく		
	14. 行政手続、組織体制	128	・横のつながりをもち、ワンストップサービスをおく		
	04. 職員の資質	77	・ワンストップサービスを実施する		
	04. 職員の資質	75	・市民に対して情報公開の部署（情報公開室）が必要である		
	07. 市長の責務、説明責任	99	・テニスコートの取消、変更は1ヶ所の連絡で良い		
	10. 市民参加の仕組み	112	・総合窓口を創設する		
	14. 行政手続、組織体制	127	・総合窓口をつくる		
	02. 行政体質	57	・権限を持ったプロジェクトリーダーをおく	責任の所在	責任の所在の明確化
	03. 職員の対応	63	・役所の部（課）内の配置について、課長若しくは係長が列の一番前に座る	情報共有	ボランティア活動情報の公開
	25. ボランティア、NP	144	・土日のできるボランティア活動の場所・情報の整備を行う		説明プロセスの仕組みづくり。
	07. 市長の責務、説明責任	101	・否定するからには住民が納得するように説明責任をはたす		分かりやすい情報公開（説明）に努める。
	11. 審議会等の構成・選任	116	・「審議会の答申→市→議会のプロセスの途中で市民に説明すること」を条例に明記する		速やかな情報公開に努める。
	03. 職員の対応	68	・専門職は、市民に対して対等に対応し、正しい説明を行う		
	04. 職員の資質	80	・職員はもっと説明責任を負う		
	03. 職員の対応	60	・「目次」をネットに載せる		
	03. 職員の対応	61	・誰でも取得できる方法で情報公開を実施する		
21. 無関心	138	・太宰府再発見などのイベントに市は公民館からバスを出し、市民の関心を高める			
03. 職員の対応	59	・情報公開のスピード化を計る			
09. 説明責任	105	・市報（広報）を活用する			
21. 無関心	141	・将来の展望を先取りして説明し、関心をもとめる			
04. 職員の資質	76	・行政情報を説明する「図書司書」的な職員が必要である		情報（公文書・公文書館）公開の仕組み	

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	含まれる要素(整理)
市長の 役割・ 責務	04. 職員の資質	82	・「協働」については行政、市民を含め研修する必要がある	市長の責務	市長は、市民の声を真摯に受け止める。
	07. 市長の責務、説明責任	151	・市長は「公正かつ誠実に」職務を遂行しなければならない		
	07. 市長の責務、説明責任	154	・権力に対して抑制することとリーダーシップを発揮することの2つの調和をはかる		
	07. 市長の責務、説明責任	157	・選挙で結果がでる		
	07. 市長の責務、説明責任	156	・市長は議会に対して反問権をもつ		
	04. 職員の資質	148	・市長は職員の人材育成、職員の適材適所の配属・登用を図る		
	07. 市長の責務、説明責任	149	・何故しないのか、何故するのかの説明責任を果たす		
	07. 市長の責務、説明責任	150	・市長は市民と議会への説明責任を自覚する		
	07. 市長の責務、説明責任	152	・市長は重要政策に関して市民にわかりやすく説明する責任がある		
	07. 市長の責務、説明責任	153	・市長と議会が対立した場合、それぞれが市民に説明する責任がある		
	07. 市長の責務、説明責任	155	・フェイスブックを活用する		
	07. 市長の責務、説明責任	100	・市長の独断専行に対する市民の説明を求める権利をつくる		

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	含まれる要素(整理)
■条文					
	項目		解決方法	含まれる要素	含まれる要素(整理)
議員の役割と責務	議会活動の原	議会(議員)に臨む姿	317 私利私欲に走らず貢献する意識	議員の政治倫理	自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招かないよう行動する 市民の疑惑を招くことのない行動
	議会活動の原	議員の資質	325 市(市民)の利益を考え行動すべき		
	議員のお身	議員の資質	376 議員の政治倫理		
	議会活動の原	議員の資質	323 強リーダーシップ(考え方・表現力)	議員研修の充実	自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招かないよう行動する 政策形成及び立案能力の向上等を図るため議員研修の充実強化 広く各分野の専門家、市民各層等との議員研修会の開催
	議会活動の原	議員の資質	324 マニフェスト・有言実行		
	議会活動の原	議員の資質	326 税金を増やす方法、将来のまちづくりの展望などを語る	市民参加	議会は市民・市民団体・NPO等との意見交換の場を多様に設ける
	議会活動の原	議員の資質	327 どういうまちにしたいのかを語る。		
議会の役割と責務	議会の役割・市民と議会	無関心	47 議会は市民を交えて公開討論を行う	一般会議設置の重要性	議会主催の一般会議を設置し、市民が議会活動に参加
	議会の役割・市民と議会	議会(議員)に臨む姿	336 議員と市民が話し合える場をつくる		
	議会の役割・市民と議会	公職選挙法の教	388 議員の問題は市民の投票行動の問題		
	コミュニティと議会	情報公開	391 議員と自治会の関係を作る(公開討論会)	活動原則	公平性・透明性・信頼性を確保するとともに市民に開かれた議会 市民の代表議決機関であることを自覚し公平性透明性信頼性を確保する
	議会の役割・市民と議会	無関心	50 議論の透明性を図り、説明責任を果たす		
議会の役割と責務	議会活動の原	情報公開	331 議論の透明性の確保		
議会の役割と責務	議会活動の原	議会(議員)に臨む姿	318 不安、不信任から安心、頼れる議員へ	議員の政治倫理	自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招かないよう行動する 自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招かないよう行動する
	議会活動の原	議会(議員)に臨む姿	319 自分の損得よりも“市民のために”向くべき。住民の“課題解決”のために		
	議員研修	議会(議員)に臨む姿	362 議員の資質を向上させる取り組み	議員研修の充実・強化	広く各分野の専門家、市民各層等との議員研修会の開催
	議員研修	議員の資質	363 議員研修の充実強化		
	議員研修	議員の資質	364 市民講師		
	議会活動の原	議会(議員)に臨む姿	332 議会での経過・審議内容の説明	議会の公開の原則	公開されない場での討議は行わない 公開されない場での討議は行わない
	議会活動の原	議会運営	333 重要事項は、議場の場で討議する		
	議会活動の原	情報公開	334 議論は会議中に行う		
	議会執行部と議会	議会(議員)に臨む姿	350 質問を事前に通知しない	議会改革	慣れあわない議会にするため
	議会・疑似事	議会運営	361 議会事務局の体制整備→議会事務局の調査・法務機能の強化システムの確立	議会事務局の体制整備	行政から独立した議会事務局の設置
	議会活動の原	議会(議員)に臨む姿	321 市民に対する説明責任	議会報告会の開催	市民に対する議会報告会を開催し議会の説明責任を果たす 開催の義務化 開催の義務化
	議会活動の原	議会運営	329 レポート報告会などを考えをさらず場をつくる		
	市民と議会	議会(議員)に臨む姿	338 市民に対する議会報告会の開催の義務化、定例日を設ける		
	市民と議会	情報公開	347 議会活動の報告の義務化(議員個人ではなく、議会全体の報告会)		
	政務活動費	議会運営	358 政務調査報告書の書式基準を厳格にする(予算・報告書・レポートの報告会)		
	議員研修	議員の資質	365 自己の政策を訴える方法の開発(支持者以外との対話)	意見交換会の実施	年1回以上の政務調査費による活動状況を市民に報告しなければならない 多様な広報媒体の活用により議会広報の充実に努める
	コミュニティと議会	情報公開	390 地域に議員を公平に呼ぶ方法をつくる		
	コミュニティと議会	議員の資質	389 自治会から全議員へ話を聞く場、制度	議長との役割・責務	傍聴者の求めに応じて議案の資料等を提供する 傍聴者の求めに応じて議案の資料等を提供する
	議会の役割・市民と議会	無関心	49 傍聴してもらえるよう、議会を工夫する		
	議会の役割・市民と議会	議員の資質	339 市民が傍聴し易いように、議題などをわかりやすくする		
	議会の広報	情報公開	370 傍聴サービスの向上(資料配布など)	参考人制度公聴会制度の活用	
	市民と議会	議会運営	343 常任委員会・特別委員会に対する参考人制度・公聴会制度の導入		

	項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	含まれる要素(整理)
議会 の役	市民と議会	議会(議員)に臨む姿	335	重要な案件は市民への公聴会、住民投票とする	参考人制度公聴会制度の活用 住民投票制度の導入	
	議会の活動	議員の資質	328	賛否だけでなく、賛否の理由を語る必要がある	賛否の公表	重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する
	議会の活動	情報公開	330	賛否の理由をわかるようにする		議員活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の公開に努める
	議会の活動	議員の資質	322	市民の困りごとと不満や不安を聞く	市民参加	議会は請願及び陳情を市民による政策提案を位置づける
	市民と議会	議会(議員)に臨む姿	337	請願および陳情を、市民による政策提案と位置づける		
	市民と議会	議会運営	345	市民の議会参加システム		一般会議の設置・議会報告会の開催・市民等との意見交換会の実施
	市民と議会	情報公開	346	市民・市民団体・NPOとの対談の場を作り、自由に情報・意見を交換するシステムの確立	市民参加	一般会議の設置・議会報告会の開催・市民等との意見交換会の実施
	市民の責務	情報公開	396	知りたい側・知らせる側の努力が必要		
	議員間の討議	議員の資質	354	議員相互間の自由討議による合意形成	自由討議による合意形成	本会議委員会において議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図る
	議員間の討議	議会運営	355	議論される議会(もっと勉強してほしい)		本会議委員会において議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図る
	議員間の討議	議会運営	356	対等な形の議論を保証するルール		本会議委員会において議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図る
	議会の役割	無関心	48	議会の日曜開催に向け努力する	情報公開	多様な広報媒体の活用により議会広報の充実を努める
	市民と議会	議員の資質	341	議会の土日・休日開催		多様な広報媒体を活用し、情報公開を行う
	市民と議会	議会運営	342	案件(子育て等)によっては、夜間や土日など、あつまりやすい日に開催する		
	市民と議会	議会運営	344	地方議員の仕事を市民が理解・整理する		
	議会の広報	議会(議員)に臨む姿	366	議会のネット公開		
	議会の広報	議会(議員)に臨む姿	367	議会情報公開の徹底		
	議会の広報	議会(議員)に臨む姿	368	市民が情報を知るための啓発活動		
	議会の広報	議会運営	369	議員の仕事を市民へ伝えるための情報発信		
	議会の広報	情報公開	371	議会活動に関する情報公開の徹底		
	議会の広報	情報公開	372	市民がもっと議会に関心をもつような広報活動に努める		多様な広報媒体を活用し、情報公開を行う
	議会の広報	情報公開	373	議員はHPを持つ		
	議会の広報	情報公開	374	情報技術の発達をふまえた多様な広報手段の活用		
	議会の広報	情報公開	375	情報を住民の身近な場所に置く		
	市民と議会	情報公開	348	知りたい側、知らせる側の努力が必要		一般会議の設置・議会報告会の開催・市民等との意見交換会の実施
	市民と議会	情報公開	349	議会(会議)、議会だより、HPなど従来の方法の他に、市民との新しい対話方法を考える		一般会議の設置・議会報告会の開催・市民等との意見交換会の実施
	政務活動費	議会運営	359	政務調査費による活動報告の義務化	年2回以上の政務調査費による活動状況を市民に報告しなければならない	
	議会・疑似事	議会(議員)に臨む姿	360	議会(議員)アドバイザー制度		
	市民の役割と責務	市民と議会	議員の資質	340	市民が市議を育てる	
		市民の責務	議会(議員)に臨む姿	392	議会の運営方法を市民も理解する	
		市民の責務	議員の資質	393	市民の投票行動の問題	
		市民の責務	議会(議員)の教	394	地域活動を見て投票する市民がいるが、議会での発言や姿も見て投票する	
		市民の責務	情報公開	395	住民が知りたいならば、知ろうとする関心から行動へ移せばよい	
評価制度	第3者の評価	議員の資質	397	欠格投票方式		
	第3者の評価	議員の資質	398	議員評価委員会を設置する		
	第3者の評価	議会(議員)の教	399	議員定数を減らし競争力をつける		

	項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	含まれる要素(整理)
	第三者の評価	議会(議員)の数	400	減らせばいいという問題ではない	第三者による評価制度の導入	
	第三者の評価	議会(議員)の数	401	適正な人員を常に監督する仕組みづくり		
	第三者の評価	議会(議員)の数	402	議員定数と給与と仕事の関係を考える		
	第三者の評価	議会(議員)の数	403	やった仕事に対して報酬を支払うべき		
	第三者の評価	議会(議員)の数	404	議員の評価制度の導入		
	第三者の評価	議会運営	405	評価制度		
自治基本条例にそぐわない	議会活動の原	28. 議会(議員)に望む姿	320	・憲法93条第2項にのっとった活動をする		
	議会運営	31. 議会運営	351	・議論できる議会にするため反問権が必要		
	議会運営	31. 議会運営	352	・一問一答方式の導入		
	情報公開	32. 情報公開	353	・反問権があれば議員が勉強する		
	政務活動費	31. 議会運営	357	・政務調査費は議員個人に交付		
	議会運営	31. 議会運営	377	・日当制		
	議会運営	31. 議会運営	378	・議員の評価で報酬を決める		
	議員定数	30. 議会(議員)の数	379	・議員定数は15人		
	議員定数	30. 議会(議員)の数	380	・7小学校に各2名の14名		
	議員定数	30. 議会(議員)の数	381	・人口比率で定員を決める		
	議員定数	30. 議会(議員)の数	382	・多世代の議員が活動できる仕組み		
	議員定数	30. 議会(議員)の数	383	・報酬を上げ少数精鋭とする		
	議員の任期	29. 議員の資質	384	・議員の任期制		
	議員の任期	30. 議会(議員)の数	385	・任期を2期までにする。次の世代、子ども達へバトンタッチを		
	議員の任期	30. 議会(議員)の数	386	・議員は70歳まで、給金400~500万		
公職選挙法	28. 議会(議員)に望む姿	387	・議員を選ぶシステムの改善			